

令和4年度広島県立特別支援学校高等部入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ & A（受検者及び出身学校向け）

1 新型コロナウイルス感染症に係る別室受検について

(Q 1) : 入学者選抜の別室受検を希望する場合の手続はどのようなものか。

(A 1) : 別室受検に該当するかどうかにかかわらず、「令和4年度広島県立特別支援学校高等部入学者選抜における新型コロナウイルス感染症に係る受検の可否について」(以下「別表」という。)において受検否(×)又は別室受検に該当することがあらかじめ分かっている志願者は、3月4日(金)までに必ず、出身学校長を通じて志願先特別支援学校長に申し出てください。

なお、当日 37.5℃以上の発熱等の風邪症状があり、PCR検査待ち又は検査結果待ちの者は、受検できません。その場合、普通科志願者においては二次募集の手続を、普通科職業コース及び専門学科志願者においては追検査の手続を、出身学校長と連携して行ってください。

2 追検査について

(Q 2) : 検査当日 37.5℃以上の発熱等の風邪症状があり、受検できなかった者が医療機関を受診した結果、風邪の診断であっても追検査の対象になるのか。

(A 2) : 医療機関による診断の結果を問わず、追検査の対象となります。

(Q 3) : 普通科職業コース又は専門教育を主とする学科を受検予定の者の追検査の手続はどのようなものか。

(A 3) : 別表の受検できない者(当日、37.5℃以上の発熱等の風邪症状がある者で、前日までに医療機関を受診していない者も含む)に該当した場合の追検査の手続は次によるものとします。

(1) 一次募集を受検予定の者が、一次募集に係る追検査(3月11日実施)の受検を希望する場合

ア 志願者

志願者は、追検査受検願(様式第7号)(以下「追検査受検願」という。)の書類に必要事項を記入し、出身学校長を経由して志願先特別支援学校長に提出してください。

なお、追検査受検願の理由欄には、別表で示す症状に沿って可能な限り詳細を記載してください。医師の診断書は必要ありません。

【例①】：濃厚接触者に特定されているため。

【例②】：検査当日に37.5℃以上の発熱等の風邪症状があり、PCR検査待ちであるため。

ただし、出身学校卒業後5年を超える者については、追検査受検願を志願先特別支援学校長に原則保護者が直接持参により提出してください。

イ 出身学校長

出身学校長は、追検査受検願及び追検査受検願提出者名簿（様式第8号）を令和4年3月9日（水）正午までに原則として持参により志願先特別支援学校長に提出してください。

なお、提出に当たっては、志願者の提出した追検査受検願の記載事項等に誤りがないことを確認してください。

また、出身学校長は、志願先特別支援学校長から交付を受けた追検査受検承認（不承認）通知書（様式第9号）を志願者に交付してください。

(2) 一次募集を受検予定の者が、新型コロナウイルス感染症に係る追検査（3月23日実施）の受検を希望する場合

ア 志願者

(1)と同様です。

イ 出身学校長

(1)と同様です。

(3) 一次募集に係る追検査（3月11日実施）を受検予定の者が、新型コロナウイルス感染症に係る追検査（3月23日実施）の受検を希望する場合

ア 志願者

(1)と同様です。

イ 出身学校長

(1)と同様ですが、提出書類の期限が令和4年3月14日（月）正午までとなります。

(4) 二次募集を受検予定の者（専門教育を主とする学科を受検する者を除く）が、二次募集に係る追検査を希望する場合

ア 志願者

(1)と同様です。

イ 出身学校長

(1)と同様ですが、提出書類の期限が令和4年3月23日（月）午後2時までとなります。

(Q 4) : 二次募集の普通科(職業コースを除く)を受検予定の者の追検査の手続はどのようなものか。

(A 4) : 別表の受検できない者(当日、37.5℃以上の発熱等の風邪症状がある者で、前日までに医療機関を受診していない者も含む)に該当した場合の追検査の手続は、実施要項 16 ページ(1)によるものとします。なお、医師の診断書は必要ありません。

3 その他

(Q 5) : マスクは白色無地でないといけないのか。

(A 5) : マスクの色及び柄は問いません。ただし、文字等が印刷されている等、検査問題の解答上有利になるおそれがあるものは着用できません。

(Q 6) : マスクに代えてフェイスシールドやマウスガードを着用してもよいか。

(A 6) : フェイスシールドやマウスガードのみで受検することはできません。(必ずマスクを着用してください。ただし、特別な事情などでマスクが着用できない場合は、出身学校長を通じて事前に志願先特別支援学校長に申し出てください。)

(Q 7) : 体温調整をしやすい服装とはどのようなものか。ひざかけは使用してよいか。

(A 7) : 上半身に羽織る防寒着のことです。防寒着の色及び柄は問わないが、文字等が印刷されている等、検査問題の解答上有利になるおそれがあるものは着用できません。なお、防寒着をひざにかけることはできません。また、ひざかけは使用できません。(ただし、特別な配慮が必要な場合はこの限りではないですが、この場合でも、文字等が印刷されているなど、検査問題の解答上有利になるおそれがあるものは使用できません。)